

2013年4月19日

競争力強化・国際標準化専門調査会

委員 奥村洋一

今回の専門調査会に参加できませんので、既に多くの議論がなされてきておりますが、以下の点につき、私の意見を書面にて提出いたします。

ビジョンの目標を10年先の日本の姿が見えるようにする方が国民にも国の動きが分かり易いと思います。

例えば、10年後の日本では多くのベンチャー企業、中小企業が活発に活動しており、その中の一部が国の基幹産業の企業に育ち、現在の新興国・先進国も含めた海外事業を広く展開し、雇用も多く創出できることをイメージすれば、人材育成の点では海外の知財制度や情報の教育を施してもこのイメージには届かないことが分かります。新興国を含めた海外市場で事業展開することを考える人材の育成こそが、日本に求められていると思われま。知財人材と一口に言いましても多岐に渡ります。医師でも一人で産婦人科から外科、耳鼻科、小児科など何でも専門とすることは難しく、弁理士でもあらゆる技術分野の手続き代理のできる人を育てることはできません。しかし、ベンチャーや中小が大きな企業に育てるような人材となると、特定の専門性だけの人材では足りません。特定の産業分野の経営学者であって科学者であり、会計士でもあり、そして弁理士でもあるような人材が数多く排出されるようにするには、基本的には裾野を広くすることと考えます。つまり、多くの専門家を排出することがイメージされます。専門家人数を多くすれば、中には品質の低い人材も含まれますが、それを嫌って少数精鋭を選択しても、現実的には精鋭ばかりで構成されることはなく、少数のなかにも品質の低い人材は同じ比率で存在します。ところが、人数を増やせば、能力のある専門化の中には複数の専門性を身につけ、現在不足しがちなベンチャーの経営者も育成されると考えます。折角のビジョンですから、10年後のMBA取得者数、弁護士数、弁理士数、科学分野の博士取得者数など、イメージする将来の日本に必要と考えられる人材育成ターゲットを設定するのが分かりやすい未来と考えます。もちろん、そのために必要な学校教育制度の改正も要求されます。また、IPOできるベンチャーの数や、ベンチャーから創出される雇用の数などもターゲットとしては目に見えて分かり易いと思います。

また、同じ10年後の日本のイメージから想定されることとして、日本国内で技術革新・イノベーションが発生しやすい環境が整っていないければ、ベンチャーも中小も生まれてきません。本調査会でも検討してきましたように、そのための国内制度としては、研究開発税

制を含めた事業税制の改良と職務発明制度の改正です。特に企業活動における職務発明は原始的な権利の所有者が、企業活動であるにもかかわらず、使用者になっておりません。その上、発明者に特許を受ける権利の譲渡対価を請求する権利があるような仕組みで運用されており、企業にとっては事業リスクの予見性が全くないという状況です。当該対価問題を解消するためにも、企業活動における職務発明の全ての権利が原始的に使用者に帰属するルールを明確にすることは企業が自由に研究開発に投資することを可能にする環境を提供出来ます。これは非常に近い将来に実現しなければ10年後の日本のイメージに近づかないと考えます。

さらに、技術革新やイノベーション創出の環境として日本国内での知的財産の適切な保護があげられます。このためには知的財産権の権利行使がやり難いような制度では困ります。訴訟案件数が少ないことが指摘されていますが、企業としては訴訟自体の数は少ないほうが望ましいのです。しかし、訴訟数は訴訟制度以外にも日本のマーケットとして位置づけが大きく影響します。アベノミックスにより日本経済が復興し、魅力ある市場となれば自ずと訴訟数も増加すると推察します。また、この点を解消するために日本にも懲罰的賠償制度や Discovery 制度の導入が検討された時期もありますが、コモンローの元で発展した制度を本邦に導入するのは難しいように感じます。また現実には米国では Discovery 制度の乱用とも思われる運用で、訴訟費用が莫大になっており、企業活動の障害にもなりかかっております。しかしながら、証拠が偏在している場合や証拠の隠蔽などが考えられる場合の対抗措置は現制度でも改正されてきましたが、未だ不十分な部分があれば更に改正していくことは重要です。訴訟制度自体とは別に裁判制度の一環として、知財専門の裁判官の育成は重要な検討事項としてあげられます。訴訟案件数自体が米国や中国ほど多くない本邦では、発生する事件に当たる裁判官を特定し、集中的に審理することを検討することは有意義と思います。特に知財高裁の裁判官が固定化されていない点は再検討するのはよいと思われます。米国の CAFC のように固定されていればこそ、裁判官にも蓄積される運用があると推定します。裁判所の判断がより使い安いものになっていけば、これも訴訟数増加に貢献すると考えます。

知の創出環境の整備として重要な課題は、日本から海外へ留学や仕事をする人材を増やす施策の支援、また、海外から多くの専門人材を日本に呼び込む優遇策や環境の整備があげられます。このような施策により、日本国内の人材のダイバーシティーを進めることが、知の創出のベースとなり、人口が減少していくわが国の活力を高めることにもなると考えます。

まとまりのないレポートですが、よろしくご考慮いただきますようお願い申し上げます。

以上